

介護保険

40歳以上の人が介護保険料を負担し、介護が必要な人を社会全体で支え合う仕組みです。

申請が必要ですよ

介護保険施設などでの
居住費と食費が軽減され
ます

特定入所者介護サービス費 (自己負担限度額) 制度

所得の低い人が、介護保険対象施設の利用が困難にならないよう、利用者の自己負担となつている居住費と食費を、所得に応じた限度額までとする制度です。

この制度の利用には、負担限度額認定証が必要です。

負担限度額認定証

対象になる場合でも、申請が必要です。認定証が交付されたら、利用する施設の窓口にて提示してください。

対象 次の全てに該当する人

▽市民税非課税世帯の人
▽預貯金などの額が、所得に応じた基準額より少ない人

対象となるサービス

▽介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院入所（院）者の居住費と食費

▽短期入所生活介護（ショートステイ）、短期入所療養介護利用者の居住費と食費

有効期間 申請した月の初

日（令和4年7月31日

申請に必要なもの 申請日

から2か月以内に記帳した通帳の写し、有価証券の価格表を確認できる書類、投資信託口座残高の写しなどの本人および配偶者の預金金額の分かるもの、申請書、印鑑

申請期間 随時

申請・問い合わせ先

介護保険課（☎4010222）または上下支所
市民生活係（☎6212114）

令和3年度

高齢者肺炎球菌
ワクチンの予防

接種を実施します

対象 市内に住民票があり、

今までに23価肺炎球菌ワクチンを定期または任意で接種したことがなく、

次のどちらかに該当する人

▽接種日の年齢が60歳以上
65歳未満の人で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度

の障害や、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある人

▽下の表に該当する人

※7月初旬に、予診票、接種実施医療機関一覧表などの案内文を郵送します。

接種回数・料金 1回・4,000円

※生活保護世帯、非課税世帯は無料です。案内文に無料券が同封されています。

問い合わせ先

健康推進課（リ・フレイン）
☎4711310

国民年金保険料の免除制度があります

経済的な理由で保険料の納付が 困難な場合は検討を

国民年金保険料を未納のままにしておくと、老後や重い障害が残った時などに支給される年金を受けとれない場合があります。保険料免除や納付猶予の手続きをすることで、未納期間を年金受給資格期間に含むことができます。また、過去2年間に未納期間のある人は、申請時点から2年1か月前までの未納分の免除申請もできます。

前年の所得をもとに審査するので、税金の申告をしていないと所得の審査ができません。必ず申告を済ませてから申請してください。

また、新型コロナウイルスの影響による収入減少の場合は、相談してください。

免除期間 7月～翌年6月

申請に必要なもの

▷年金手帳または基礎年金番号が分かるもの
▷離職票または雇用保険受給資格者証（失業の場合）

申請・問い合わせ先

▷備後府中年金事務所（☎41-7421）
▷市役所市民課（☎43-7129）
▷上下支所市民生活係（☎62-2114）

年齢	生年月日
65歳	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日生まれの人
70歳	昭和26年4月2日～昭和27年4月1日生まれの人
75歳	昭和21年4月2日～昭和22年4月1日生まれの人
80歳	昭和16年4月2日～昭和17年4月1日生まれの人
85歳	昭和11年4月2日～昭和12年4月1日生まれの人
90歳	昭和6年4月2日～昭和7年4月1日生まれの人
95歳	大正15年4月2日～昭和2年4月1日生まれの人
100歳	大正10年4月2日～大正11年4月1日生まれの人